

# 日医工医療行政情報

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

## 「COVID-19ワクチン接種業務に従事する医療職の 被扶養者の収入確認の特例について」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美

参考資料：令和2年4月10日 [「被扶養者の収入の確認における留意点について」](#)（事務連絡）  
 令和3年6月4日 [「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例について」](#)（通知）  
 令和3年6月4日 [「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事する医療職の被扶養者の収入確認の特例に関するQ & A（被保険者・被扶養者向け）」](#)（事務連絡）

凡例

通知等

疑義解釈

MPSコメント

事務連絡要約

資料No.20210617-1134

本資料は、2021年6月4日迄の情報に基づき、日医工（株）が編集したものです  
 が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接  
 または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

## 資料のポイント

- 医療職で被扶養者の方の収入にワクチン接種業務による収入はカウントされません。  
(特例措置)
- 対象者は、ワクチン接種業務に従事する、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士です。
- カウントされない収入は令和3年4月から令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金です。
- 健康保険の収入確認の際は、事業者・雇用主から発行された接種業務による収入を証明する書類を提出します。  
(保険者によっては不要の場合もあるため、各保険者への確認が必要)

# COVID-19ワクチン接種業務に対する特例措置

- 医療職で被扶養者の方の収入にワクチン接種業務による収入はカウントされません。(特例措置)

## 被扶養者とは？

年間収入が130万円未満であるなどの基準を満たし、被保険者に扶養されている方のことです。健康保険では、被扶養者となることで被保険者が加入する保険者から保険給付を受けることができます。被扶養者の収入からは健康保険料は徴収されません。

新型コロナワクチン接種業務による一時的な収入で年間収入が130万円を超えてしまうと扶養から外れてしまいますか？



**ワクチン接種業務による賃金は収入に算定しません。**



# 特例措置の対象となる医療職と収入

## 【特例措置の対象となる医療職】

医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師
准看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	救急救命士	

※医療職でない方は特例措置の対象外です。(事務連絡Q4)

※有資格者として従事する場合は、特例措置の対象となりますが、その他の場合は対象外です。(事務連絡Q5)

- 直接ワクチンの注射や予診(サポート含む)を行う
- ワクチンの調整を行う
- 接種後の経過観察を行う
- ×接種会場の受付を行う

## 【特例措置の対象となる収入】

・高齢者向けの新型コロナワクチン接種が始まった**令和3年4月から**ワクチン接種の実施期間である**令和4年2月末までのワクチン接種業務に対する賃金**です。

※令和4年2月の賃金が令和4年3月に支給された場合も特例措置の対象です。(事務連絡Q12)

※ワクチン接種会場への交通費が支給された場合、交通費も特例措置の対象です。(事務連絡Q13)

※医療機関で勤務しており、ワクチン接種とそれ以外の勤務の両方を行った場合で、ワクチン接種日や接種業務時間帯が決まっている場合は、

- ・時給制の場合はワクチン接種日の勤務時間や接種業務時間に時給を乗じる
- ・月給制の場合は、ワクチン接種業務時間とその他の業務時間と按分する

などの合理的な方法で対象収入を計算します。(事務連絡Q10)

# 手続きに必要な書類（申立書）

- 各保険者が被扶養者の収入を確認する際には、ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主から発行された証明書類の添付が求められます。



- ※協会けんぽ加入の場合は、届書の「扶養に関する申立書」欄に、添付書類の収入にワクチン接種業務による収入が含まれていることとその金額を記載するのみで申立書の添付は不要です。(事務連絡Q14)
- ※どの期間に対応する収入の証明が必要かは保険者により異なるため、詳細についてはご加入されている健康保険組合等への確認が必要です。(事務連絡Q15)
- ※複数の事業所(例:勤務医療機関と自治体のワクチン接種会場)でワクチン接種業務を行った場合は、事業所ごとに申立書を作成します。(事務連絡Q16)

# その他の主なQ&A



医療機関で勤務している有資格者ですが、ワクチン接種業務には関わっていません。ですが、ワクチン接種に伴い残業が増加しています。この場合は特例措置の対象となりますか？



**特例措置の対象とはなりません**が、令和2年4月10日付事務連絡では、一時的な事情による収入の上昇については、総合的に判断することとされています。  
**詳細はご加入の健康保険組合等にお問い合わせください。**(事務連絡Q6、Q7)

要点と考えられる箇所を太字化(日医工MPS)

(全国健康保険協会、健康保険組合、地方厚生(支)局、健康保険組合連合会宛の事務連絡)  
令和2年4月10日「被扶養者の収入の確認における留意点について」(一部を抜粋)

今般の新型コロナウイルス感染症への対応として、一時的に収入が増加する被扶養者の方が発生しうるとの指摘があることを踏まえ、被扶養者の収入の確認における留意点について、下記のとおり、改めて周知しますので、運用に当たって、十分に御留意の上、引き続き、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

3 今後1年間の収入を見込む際には、例えば、認定時(前回の確認時)には**想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3ヶ月の収入を年収に換算すると130万円以上となる場合であっても、直ちに被扶養者認定を取消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らして、総合的に将来収入の見込みを判断すること。**

4 確認に当たり、被扶養者認定を受けている方の過去1年間の収入が、昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない**一時的な事情等により、その1年間のみ上昇し、結果的に130万円以上となった場合においても、原則として、被扶養者認定を遡って取り消さないこと。**

本資料は、2021年6月4日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます。

日医工がお届けする **Stu-GE** は、  
医療従事者の方のための医療行政情報サイトです。

ご覧頂ける、テーマ別情報一覧

- ・ 診療報酬改定関連の速報情報
- ・ 診療報酬点数の施設基準や算定要件の情報
- ・ 調剤報酬全点数情報
- ・ 地域連携薬局、専門医療機関連携薬局の施設基準
- ・ DPC/PDPS関連 新規薬価収載に係る包括評価対象外薬剤一覧  
DPC公開データを用いた各種医療圏分析
- ・ その他医療制度に関する情報

会員登録は、**無 料**  
いますぐ、会員登録サイトで登録を！！

会員特典 1 → 資料の先行公開

会員特典 2 → 更新情報をメールでお知らせ



スマートフォンで簡単登録

パソコン画面で入力

<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/registrations/index>